

1. 件名:公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センターの核燃料物質使用変更許可申請に係る面談
2. 日時:令和4年10月4日(火)15時00分～17時00分
3. 場所:原子力規制庁10階南会議室 ※TV会議により実施
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門  
高橋安全審査官、川辺管理官補佐、矢野安全審査官、水野係員  
公益財団法人核物質管理センター  
六ヶ所保障措置センター 分析課 他1名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料  
なし

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子炉規制庁の江田と申します。本日はですね
0:00:06	令和4年9月9日に申請いただきました核物質管理センター6ヶ所、
0:00:12	創出センターの核燃料物質使用変更許可申請についての面談となります。まずは申請いただいた内容についてご説明をよろしく願いいたします。
0:00:24	はい。核物質管理センター6ヶ所保障措置センター分析課の川口と申します。よろしく申し上げます。
0:00:34	はい、では、9月9日に申請いたしました核燃料物質使用変更許可申請書の変更箇所の変更内容の概要を説明させていただきます。
0:00:48	申請書の方のまず、1については、はい。割愛させていただきます。3ポツの変更内容をご説明をさせていただきます。
0:01:04	両括弧1、7項を、使用施設の位置、構造及び設備における7-3、
0:01:14	主要施設の設備のうち、低放射性グローボックス及び質量分析をボックス消火設備として、
0:01:22	33月消火器を接続できる配管を設置する。
0:01:26	当該配管設置に伴い、7-3、主要施設の設備の主要設備名称、消火設備、
0:01:34	の使用について、
0:01:36	多田さんたち消火器を接続できる構造とする設備に、
0:01:40	低放射性グローボックス及び質量分析をグローボックスを追記いたします。
0:01:45	また、添付資料を添付の2。
0:01:49	安全対策書。
0:01:51	の2.3項をさ、火災検知、警報及び消火設備の片括弧1、グローボックス到来の火災対策について、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:03	菅さんが消火器を接続できる構造とする設備に、
0:02:07	低放射性風呂ボックス及び質量分析をグローブボックスを追記いたします。
0:02:12	続いて、両括弧 2 の記載内容に、
0:02:18	両方に、については、記載内容をの適正化ということで、等を記載内容を適正し、いたしております。
0:02:30	変更内容の詳細につきましては、添付資料を 6 ヶ所承知分析上、核燃料物質使用変更許可申請書、新旧対照表の通りとなっております。
0:02:43	続いて、4 ポツ変更の理由ですが、両括弧 1 については、設備の新設に伴うためです。
0:02:51	両括弧 2 についての記載内容の適正化を図るためとなっております。
0:03:00	申請書の申請内容としては、以上となります。
0:03:12	原則成長です申請内容、どういうことですが変更した部分を新旧対照表ベースで、
0:03:21	簡単にご紹介いただきます。
0:03:25	はい。
0:03:27	新旧対照表の方、格別管理センターの河口です。
0:03:32	うん。
0:03:33	新旧対照表添付資料、新旧対照表のほうを用いまして、変更点のほうをご説明させていただきます。
0:03:44	まず目次項目等ですね、
0:03:53	こちらの方は新規基準に伴う名称の変更等を行っておりますので、適正記載の適正化を行っております。
0:04:08	こちらページの 3 までになります記載の適正化となります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:14	ページの4については、記載の適正化ということで、郵便番号、電話番号を追記しております。
0:04:28	5ページ目、2ポツ使用の目的及び方法の部分ですが、目的番号とこれまでにになっていたところを整理番号としております。こちら記載の適正化に合わせた見直しになっております。
0:04:47	3ポツ分後6ページになりますが、3ポツ、核燃料物質の種類、の部分で、企画課では、
0:04:57	尾花竹井となっていたところを主な化学形等と、記載の適正化をさせていただきますいております。
0:05:09	7ページの7ポツ、核燃料物質の、主要施設の位置構造及び設備ということで記載の適正化をしております。
0:05:20	また、主要施設の各1-1の部分に、自治体が作成したハザードマップに示される津波、高潮、
0:05:31	洪水、土砂災害が想定される区域に含まれていないということを追記しております。
0:05:41	8ページの部分については変更ございません。9ページになります。こちらの表の中の消火設備、こちらの方に、
0:05:54	新しく消火配管を設置する低放射性グローボックス必要分析小黒ボックスを追記しております。
0:06:04	その後消火方法としてさ、消火剤も
0:06:11	同時に、
0:06:13	しますのでさらにということで消火剤を低放射性グローボックスと市場分析をグローボックスに配置するというものを記載しております。
0:06:23	こちら閑散ガス消火器接続配管設置に伴う記載の追加となっております。
0:06:33	続いて10ページの9-3-2、固体廃棄施設の構造、こちらの方に、評価では、固体廃棄物のドラム缶等の容器に封入して、一時保管するとしていたところ、
0:06:48	固体廃棄物はドラム缶等の容器に収納し、再処理工場の払い出しまで、一時保管すると、をしております。
0:06:57	こちらの方は、保安規定との記載の適正化の基本規程との整合を図るため、記載の適正化を行っております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:12	11 ページの 11 ポツのタイトルの方を使用施設等と記載の適正化を押し ております。
0:07:27	はい。
0:07:29	はい。続きまして、12 ページ、11 ポツの閉じ込め機能を遮へいその 他、事項に関する主要施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置構造及び設 備、
0:07:43	について、新規制基準に合わせましてそれぞれの項目を
0:07:51	を記載させていただいております。
0:07:54	1 個、両括弧 1 の閉じ込め機能については、フードの開口部から室内に 空気を吸引し、排気は排気孔から空気の連続運転によって開口部の、
0:08:05	風速を維持できる設計とするとしております。
0:08:12	宇山代表。
0:08:14	はい。両括弧 2 の方は、これまで記載はございませんでしたので、この 通り記載をさせていただいております。
0:08:25	両括弧 3 についても同様でございます。
0:08:32	13 ページ、両括弧 5、こちらもこれまで記載がございませんでしたので 記載をしております。
0:08:40	両括弧 6 についても同じです。
0:08:43	6 (7) については、記載をしておりません。
0:08:51	両括弧 8 については、これまでありませんでしたので、記載をしてお ります。
0:08:58	両括弧旧復水系も同様です。
0:09:04	14 ページの両括弧受こちらもこれまで記載がございませんでしたので記 載しております。
0:09:14	両括弧中、続きまして 15 ページ、両 (11)、(12)、(13)、これま で記載がございませんでしたので、記載をしております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:32	続いて16ページ、医療活動14、両(15)についてもこれまで記載がございましたので、記載をしております。
0:09:44	17ページ、両(16) 両(17) 両(18)、(19) 両(20) (21)、(22)、それぞれ記載がございましたので
0:09:58	記載しをしております。
0:10:04	18ページ、両(23)、25についてはこれまで記載がございましたので記載をしております。
0:10:18	19ページ、両(26) 両(27) 両(28)についてはこれまで記載がございましたので、新規制基準に合わせて記載の適正化を行っております。
0:10:35	続きまして、ページの2、20ページですね、12-1、主要施設等の位置構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書、
0:10:47	はい。両括弧で、事項に関するものを除く。
0:10:52	こちらの方は、それぞれ11、の項目、と合わせて説明をしているものとなります。
0:11:02	これまで記載のなかった項目を、それぞれ記載をさせていただいております。新規制基準に合わせて、記載の適正化を行わせていただいております。
0:11:20	20ページでは、両括弧1分(2)量は、産業学校へ留保用活力導入(8)が対象となります。
0:11:32	両(9)津波による損傷の防止のところを点では、ハザードマップの地図のほうを載せさせていただいております。
0:11:49	図22ページもハザードマップの地図を載せさせていただいております。
0:11:57	ページ23名、24、25についても、新規制基準の被災の適正に伴う記載の適正化のために、記載をさせていただいております。
0:12:16	ページの26、12-2のところは、記載の地域性期に伴いまして記載の適正化をしております。
0:12:31	ページ、27、28につきましても、10-4、ですね、につきましても、新規制基準に伴う記載の適正化を大分いたしております。
0:12:47	ページの29は、障害対策書をこれまでは、既許可では、添付となっていたところを、別添というふうに記載の適正化を行っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:07	ページの 34 ポツ、放射線業務従事者の被ばくの評価の 4.1、前提条件の部分ですが、
0:13:19	これまでフィードバックとなっていたところを、蛍光ガラス線量計 A としております。
0:13:27	核燃料物質またはウエースト製錬の事業に関する規則等に基づく、線量限度を定める告示負えない。
0:13:36	いうふうに管理すると、記載をしました。こちらの方記載の適正化によるものですね。
0:13:50	それとページの 31、固体廃棄物の 7 ポツ、固体廃棄物の処理方法について、使用許可、保安規定の内容と、
0:14:04	整合を図るため記載の適正化を行っております。
0:14:09	変更した箇所については、防犯のための補助蒸気管室に設置したドラム缶等に収納し、一時保管をする、ドラム缶等は収納した固体廃棄物は所定の量に達した後、
0:14:21	封入して、再処理工場へ払い出す。
0:14:24	なっております。
0:14:28	それ等、脳波のための保障措置を回避を設置したドラム缶等に収納し一時破壊するドラム缶等は収納した固体廃棄物は所定の量に達した後、運用して再処理工場へ払い出す。
0:14:42	廊下の他の浮上装置を介して設置したドラム缶等に終了し、一時保管するドラム缶等は、収納した固体廃棄物の所定の量に達した後、封入して、再処理工場へ払い出す。
0:14:54	と、記載の適正化をしております。
0:15:01	続いて、ページの 23、8 ポツに、放射線業務従事者の被ばく管理ということで、個人線量計の部分や、フィルムバッチ等から、
0:15:15	蛍光ガラス線量計等へ変更しております。
0:15:19	こちらの記載の適正化となります。
0:15:25	ページの 33、安全対策書の表紙のところは許可では添付となっておりますが、別添と、記載の適正化を行っております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:41	ページの 34、2 ポツ、2 ポツ 3、火災検知警報及び消火設備、飯野大島 (1) のところで、
0:15:54	グローブボックス等内の火災対策として、加熱機を使用するグローブボックス等に温度上昇警報を設けるとともに、炭酸ガス消火器を接続できる構造とする。
0:16:05	さらに、低放射性グローブボックス及び必要分析計をグラフィックス内に消火剤を配置すると記載しております。
0:16:12	こちらの方は、炭酸ガス消火器接続配管設置に伴う記載の変更となっております。
0:16:23	ページの 35、11 ポツその他 3000 に対する考慮の中で、国内規格基準、指針等が、
0:16:34	名称が変更となっているものがありましたので、こちらの方を記載の適正化を行っております。
0:16:43	ページの 36、こちらは本文添付図面 A のうちの図の 986 ヶ所増殖保障措施分析所、固体廃棄物フロー図ということで、
0:16:57	記載の本文の方で記載の適正化を行いました。廃棄物の収納方法、
0:17:03	のところを、記載の適正化を行っております。
0:17:13	以上が、閉変更許可申請書方の変更部分の説明となります。
0:17:21	原子炉規制庁矢田です。ご説明ありがとうございました。それでは今ご説明いただいた申請書の新旧対照表を基に確認をさせていただければと思います。
0:17:31	まず 1 点目とてもしょうもないお話で恐縮ですけども新旧対照表の 3 ページ目の目次。
0:17:39	の 12-4 の主要施設の保安のための業務に係る品質必要検出管に必要な体制の整備に関する説明書ってという説明書のタイトルがですね、中身、
0:17:51	久慈で名称あってないので、
0:17:56	もし今後補正される予定なのであれば、その際に、
0:18:03	規則に合わせて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:18:05	修正いただきたいと思っておりますけど、いかがでしょう。
0:18:08	はい。核物質管理センター河口です。こちらについては確かにを、
0:18:17	タイトルの方が、本文とな中身と異なっておりましたので、補正の際に変更させていただきたいと思っております。
0:18:29	原則成長へのです。今ご回答ありましたように、あと行政相談、一番最初の申請前にいただいた行政相談の都合もありましたけれども今後、組織改正されているということでいずれ補正されるという、
0:18:42	事前に伺っておりますので、今後はちょっと補正があるという前提でちょっと確認指摘をさせていただければと思います
0:18:51	続きまして新旧対照表の9ページ目今回の主な
0:18:57	変更内容であるグローブボックスへの端子3月焼結配管設置に関する変更なんですけども、
0:19:05	今回の放射性グローブボックスとシステム部関養老ボックスに設置するというお話なんですけれどもすでに分析聞いてると、
0:19:15	中放射性的のグローブボックスについているということなんですけどそれ以外に何かこういうような接続配管をする、設置するような
0:19:24	設備はないということでもよろしいですか。
0:19:29	はい。特別体制カワグチです。はい。
0:19:34	ご説明いただいた通り今回の消火配管用応接ボックスの他に設置すべき設備はございません。
0:19:43	原則制じゃない。
0:19:44	そうなるのでだから今設置されてないやつが、低放射性的の質量分析を今回の変更で分析すると、グローブボックスすべてに、
0:19:55	この配管が接続されるとそういう理解でもよろしいですか。
0:20:00	植物管理センター河口です。はい。その通りでございます。現状で残り使用する主な仕様の設備としてこの配管がついてないっていうのはいわゆるフード

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:13	ちゅうことになるってことですか。
0:20:17	はい。博物館李センター川口です。はい。配管がつかないのは通路のみとなります。はい。現在規制でフードはいわゆる普通の消火器で
0:20:29	消すと、そういうようなイメージなんですかね、課題対策として、
0:20:35	核物質管理センターカワグチです。はい。室内の方に粉末消火器及び炭酸ガス消火器の方を設置しておりますので、そちらの消火器を使って消火をする。
0:20:49	という想定でございます。
0:20:52	減速するわかりました。今回設置工事ということなんで工事すると思いますので、グローボックスに事前にいただいて行政相談の時の話だとすでに何か何て言うか、
0:21:07	接続配管をつなぐような、
0:21:10	何ですかね、
0:21:13	取り付け口みたいなもともとあってそれを今わざわざ閉止していてそれを今回
0:21:19	使えるようにすると、というようなお話だったので問題はないと思ってますけれども、今回の工事によって、今まで担保していた低放射性グローブボックスとしてROVグローブボックスに関する安全機能、一番、
0:21:33	問題というか一番なんか気になるのは閉じ込めだと思いますので当然米、あとは一応火災ですかね、多分金属製の
0:21:43	配管なんだと思うんで不燃性とかそういう話だと思いますけど、そういうような現状の対策安全機能に関してどのような影響があるかっていうのを
0:21:54	ご説明いただきたいと思ってましてそれをできれば申請者の補正いただけるということなので補正の修正補正申請の参考資料として付けているかと。
0:22:05	思ってますけど、いかがでしょうか。
0:22:09	はい。物質管理センター河口です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:12	はい。グローブボックスの安全機能をに影響を与えないことについては、申請、補正申請の際の参考資料として、説明資料を準備したいと思っております。
0:22:26	はい原子炉規制庁、なのでその内容としてはイメージとしてはあれですよね以前ご説明いただいたような行政相談を資料、
0:22:35	平面図を出せる。
0:22:37	まだまだ逆止弁の云々かんぬんとかそういうのがあって閉じ込め機能が維持されると、そういうような話。
0:22:43	今なるっちゃうそういうことが、
0:22:47	核物質管理センターカワグチです。そうですね基本的には行政相談を行わせていただいたときの資料に相当する類のものを準備しようと思っております。
0:22:59	配管は材質が金属とか、あとは閉じ込めとして、P L U Gのところは、へえ。
0:23:10	通常状態で閉止になっている。あとは、あとは、そうですね。漏れがない構造と、そういうことを記載させていただきたいと思っております。
0:23:22	原則成長あります。よろしく申し上げます。
0:23:26	ごめんなさい。ちょっとそれ単なる確認というか知りたい。だけなんですけれども、これまだ
0:23:33	元田弁がついていて、それに対して昇格ひい言いをつけると、まだ正垣の内部のガスの圧でその弁が開いて、真ん中にその消火剤が入れるようになるというようなイメージの構造なんです。
0:23:50	格別管理センターカワグチです。逆止弁つきのP L U Gというものが、配管の末端のところに取りついておりまして、その下、劇物カプラーです。カプラー形式のものをですね、
0:24:08	そちらの方に消化器側にも、メスのカプラーですか。配管の方には大洲のカプラー消化器側には別のカプラー。
0:24:19	ああいうついでにございまして、そのカプラーが接続することによって、配管の方にガスが流れていける構造となるというものになっております。
0:24:34	原子炉規制庁、なるほどただ圧力であるとかそういうことじゃなくて、差し込んだら何か機械的な何か構造で、弁が

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:44	わかってあげるっていうそういうような、そういうことの意味なので基本的にはずっと
0:24:51	消化器、まだその対となる構造のものが差し込まれない限り基本的にはその中の弁が開かないので、閉じ込めにされるというようなイメージ。
0:25:01	核物質管理センター河口です。はい。構造としてはそのような形になります。はい。作成します理解いたしましてありがとうございます。
0:25:11	続きまして新旧対照表 10 ページ、廃棄施設のところになります。今回記載の適正化ということで、
0:25:22	保障措置負荷、AMAGIG保管をするところ、
0:25:27	一時保管するっていう話なんですけども今回のドラム半島の容器に封入して一時保管から収納して、
0:25:34	一時保管するっていうふうに変更してるんですけどもこれはあれで保管廃棄の
0:25:39	方法というか他の方法を変更してるっていうことなんでしょかっていうのと今回の封入から収納というふうに変更してるので、
0:25:48	廃棄物自体の閉じ込め機能について、
0:25:52	どこで担保されてるのかっていうのをちょっと教えていただければ。
0:25:58	はい。核物質管理センター河口です。
0:26:01	まずですね、本施設においては、清岡から、保管廃棄設備を有しておりません。
0:26:11	なので、保管廃棄の方法を変更しているものではありません。
0:26:17	固体廃棄施設である保障措置保管室は、OSLで発生した後体廃棄物を、保管廃棄設備を有する。
0:26:30	再処理工場の廃棄物処理建屋へ払い出すため、払い出すまでの一時保管を行う施設となっておりますこちらの部分は清岡出野川、記載内容変わっておりません。
0:26:42	固体廃棄施設である補助償還室では、基本的には 200 リッタードラム缶内に固体廃棄物を所定量、満杯になるまで、ホタイ廃棄物の収納を行っております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:55	最終的には、200 リッター段階についてお答え平均値の収納ができないよう、封入を行います。
0:27:02	変更前の封入のみの表面では所定量に達していない場合でも、ドラム缶を受けることは、違反となりかねない懸念があったため、表現を変更しております。
0:27:14	また長期のことから
0:27:18	閉じ込め機能については、欄干での担保からは変更はございません。
0:27:24	今回のこの記載の見直しなのですが、保安規定、第 47 条を保安規定第 47 条の、
0:27:35	放射性固体廃棄物の管理の記載内容、との整合を図るためであります。
0:27:44	職制じゃないです大体理解はしまして、
0:27:51	ちょっと我々の認識私の認識があれであれなんですけども一時保管なんでお金既設入れないって話はわかりましたというか
0:28:01	今やってることは保管廃棄なんで、一応保管廃棄だと思いますけどもその方法自体今、今説明があった満杯になるまで、円上げっ放し。
0:28:13	しておいて満杯になったら締めると。そそういう辺方法については変更がないと、そういうふう理解しましたけど、そういうことでよろしいですか。
0:28:25	はい。格別管理センター河口です。はい。その通りでございます。はい。払い出し時に、頭封入というもう開けられないような集中しますので、そこまでの間は、ドラム缶が空いていて、
0:28:40	そこに廃棄物を尾野入れていくという形になります。はい。原子炉規制庁、それは 1 回したんですけどそうなることですね上記のことから閉じ込め機能はドラム缶、
0:28:52	何とかの変更はないって話だったんですけど、そうなる時は開いてる時はドラム缶で、
0:28:58	閉じ込め担保してないですよ。
0:29:09	いや、ちょっと決めてるから。そうですねそうですねはい。核物質管理センター川口です。封入は、最後の段階でということなんです、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:21	普段、ドラム缶に廃棄物を入れた際、なんですが、
0:29:30	ケイタンアケイ玉掛けたものという封入までは行ってないんですが、その都度蓋は閉めて、そのバンドをなり、で、
0:29:41	布袋はしておりますので閉じ込め機能は維持しているものと考えております。
0:29:49	現職なので、風里収納は、
0:29:55	ドラム缶に入れて、あけっ放しじゃなくて一応蓋は閉めて何か簡単にはいかないような何、何か
0:30:04	なんかはされてるんですかねテープか何か
0:30:09	一応そのパッキンみたいなので、そう簡単にはいかないような構造にはなってるっていうそういうイメージでよろしいですか。
0:30:15	はい。特別管理センターオオミナトです。すいません補足させていただきます
0:30:21	収納と封入というちょっと言葉をあえて使い分けた経緯がございます、
0:30:28	封入という言葉を使った後にですね、
0:30:34	本来、固体廃棄物の封入はそもそも封入したものを、
0:30:40	開けるということがなかなかタブーな現状がございますですね。
0:30:45	封入が終わるまでは、収納という形をまずとって、
0:30:51	いるという現実が現状がございます。封入と収納というのはどういった違いがあるかという、要は当手続き上の問題の区別でございまして、
0:31:04	保管中の、実は保管中の状態っていうものはですね、
0:31:09	ドラム缶に蓋をして
0:31:12	何ていうか固定してバンドとかで固定してっていう状態で、ドリフ集な状態も封入状態も実はどちらも同じでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:24	ただしもうこれでもうこれで、このドラム缶に対してはもうこれ以上入れませんといった場合にはもう完了といった意味で封入という言葉、
0:31:33	使って運用しているという部分がございます、
0:31:36	今までの収納という言葉がないとですね
0:31:41	今までの流れの中で封入したものを分けてもいいのかというような議員がちょっと生じていたものですから今回変更させていただいたということでございます。
0:31:51	初期成長のS御説明理解いたしましたまだ収納特に今回あえて明確に記載を分けてますけれども、実際閉じ込め構造自体はおおよそそんなに差がなくてですね、
0:32:05	ドラム缶の構造で締めて、かつその他の番号とかね太陽の閉じ込み構造になってると。
0:32:12	ただ封入になったものについてはステータスを変えて今後一切開けませんよということで封入ということでありですね位置付けを変えていると、そういうふうなふうに理解運用の方で理解、運用を変えていると。
0:32:24	ということで理解しましたので構造自体には収納から封入から収納2万円記載を変えたとしても閉じ込め構造に変更ないというふうに理解しますがそういうことでよろしいですか。
0:32:36	格別管理者とオオミナトです。はい。全くその通りでございます。
0:32:40	はい。原子力規制庁、承知いたしました。とりあえず、本文事項というか
0:32:47	今回の主な内容について確認させていただき、何かほか、
0:32:51	ありますか。
0:32:55	原子力規制庁タカハシです。もう1年のためもう一度確認させてください。今のドラム缶の話ですが、風営等、収納も、
0:33:06	封入も行為としてはほぼ同じ。蓋を閉めて、バンドで、閉じ込めをしっかり担保するっていうことで大丈夫でしょうか。
0:33:18	格別管理センターの湊ですその通りでございますが唯一の違いは収納という状態のものに関しては今後さらにごみが入る可能性がある状態とい

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	うことでございます保管方法に保管状態に関しては違いはほぼございません。
0:33:37	原子力規制庁タカハシです。わかりました。ありがとうございます。あとすいません、ちょっと1個戻って、ちょっと質問させていただきたいんですけども、年、とですね、先ほどのグローブボックスの、
0:33:50	消火配布紹介を配管のところで確認させていただきたいんですが、使用設備としてエントリーされている、フードについては、フードが設置されている室内の粉末消火器を使って、
0:34:05	火災対策を講じられるっていうお話だったと思うんですけども、このフードの中では、加熱機器って利用されますか。
0:34:18	核物質管理センターカワグチです。現状をですね、フードの方では、羽根菊池は、
0:34:30	特別管理センターオオミナトですまず六ヶ所保障措置分析上のフードでは使っている風土がございます。
0:34:43	地上1階に対して、フードが2台ございます。こちらに関しては藤核物質を使う。
0:34:53	ということとしている風土となります。
0:34:57	一方で、地下2階にもフードが2台ございましてこちらは核物質を使わない風土となっております。薬品とか主に使えるという風土になります。
0:35:11	それに対してですね地上1階のフード、大野1台に対してはですねホットプレート、
0:35:17	電気炉といった加熱機器をえることとしています。
0:35:24	原子力規制庁タカハシですご説明ありがとうございます。ちょっと1点気になったのがですね新旧対照表の12ページなんですけども、
0:35:35	その11ポツの両括弧3の火災等による損傷の防止のところなんですけど、2段落目のところにですね、
0:35:46	グローブボックス等内の火災に対しては、加熱機器を使用するグローブボックス等に温度上昇警報を設けるとともに、炭酸ガス消火器を接続できる構造とするってなってます、
0:36:00	ここで言うグローブボックス等っていうのは、グローブボックスと衛藤セルのことを想定されてますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:36:09	それともフードを含みますか。
0:36:12	はい、核物質管理センターカワグチ。
0:36:16	です。グローブボックス封筒をとというのは、分析セル、グローブボックス、を含む内放射性グローブボックスで申し合わせグローブ、
0:36:29	くす質量分析計、グローブボックスを含む形のを指しております。フードを、は、この中には含まないとなっております。
0:36:42	原子力規制庁タカハシです。となるとですねこの両括弧3火災等による損傷の防止のところで、主要設備に対する火災の損傷防止対策としては、
0:36:55	セルとグローブボックスについては、温度上昇警報を設置するっていうことと、あと炭酸ガス消火器が接続できるような構造にするっていうことで理解できたんですけども、
0:37:10	風土の火災等による損傷の防止っていうのは書かれているのかなというところがちょっと気になったんですけども、記載ございますか。
0:37:23	高内です。この12ページの両括弧3火災等による損傷の防止、この部分について、
0:37:33	確かにフードについての記載はございませんので、追記が必要になるかと思います。
0:37:43	原子力規制庁タカハシ先生それでは、補正の際にその点の対応よろしくお願いします。
0:37:52	阿久津管理センター川口です。承知しました。
0:37:56	ありがとう。
0:38:01	原則せね今大体本当に10ポツぐらい。
0:38:07	終わりましたので次以降11ポツ以降について質問をしていただきます。
0:38:12	はい。ちょっと1回矢田前、
0:38:16	全般的なちょっとコメントさせていただきますけれどもちょっと11の閉じ込め遮へいその他に関する記載を今回いろいろ新規制対応ということで追記いただいておりますけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:28	いろいろ全部、ちょっと見渡ささせていただいて規則及び解釈、2の要求事項に対して
0:38:39	本文今まで見てきたその1から10までに書いてあるところもあると思うんですけどもできればその11ポツの中にも規則及び解釈上で求めている事項。
0:38:50	続いて読めるような記載今先ほど高木さんからタカハシから生まれましたがでも全体的なこの11ポツだけでこの基準体制適合しているということがわかるようにしていただきたいなと思っております。
0:39:04	この、これ以降ちょっと主、詳細な各条文にちょっと包括して確認させていただければと思っておりますけれども、
0:39:13	まず最初の閉じ込め機能についてセールと、グローボックスのフードの話は記載いただいておりますけれどもその他に
0:39:22	規則の解釈をご覧いただけてと思うのでご理解いただいておりますけれどもそれ以外にも、換気システムのめくり防止であるとか、
0:39:32	今の使用施設に関して除染費はさんの方から壁とか床の閉科！！アイディアとかの、
0:39:39	表面材料の話等々、記載されてましてあと今この閉じ込め機能として使用施設管理とか書いてないと思っておりますけれども貯蔵施設と廃棄施設についても要求ございますので、
0:39:51	基準規則の解釈、喰う解釈と見比べてみて足りないところ本文には記載されてるんですけどもちょっとこの11には書いてないところについては
0:40:01	補っていただければなと思っておりますけれどもいかがでしょうか。
0:40:09	はい。核物質管理センター河口です。
0:40:12	普通、11ポツの両括弧一井とじ込み機能についてですね、基準規則解釈に、そういう形で補正し、補正の方で記載の内容を修正させていただければと思います。
0:40:30	はい。
0:40:31	育成についてはかなんかありますか。
0:40:33	はい。なければじゃ次へと遮へいについて、その辺については

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:38	おおよそどのような設計で遮へいされるかっていうのは今記載されているんですけどもこちらも状況と同様に規則の解釈の方ですね、この遮へい能力を有するという点についてはいわゆるその線量計、
0:40:54	に対してはどうかというところで判断してございますので、そこについても従事者と管理区域境界と周辺監視区域境界に関する線量評価については記載をいただければと思います。
0:41:08	よろしいでしょうか。
0:41:10	はい。核物質管理センター川口です。はい。線量告示に定める線量限度を超えないことをについて、この部分で追記したいと思います。
0:41:21	はい。原子炉規制庁江原ですよろしくお願ひします。続きまして火災について先ほど高橋から指摘ありましたけれども
0:41:29	グローブボックス等はセルと、
0:41:33	グローブボックスの話だと、なので風圧含まれてないってということなんですね。はい。そこは理解いたしました。
0:41:41	はい。続きまして先ほどの指摘風土の内容も書けっというのはいずれ修正いただいてあとは
0:41:51	貯蔵施設Ⅱについての間の耐火性の話なんですけども解釈の方で、
0:41:57	原則貯蔵施設の扉は建築基準法の防火度を2、
0:42:04	であることっていうことがあると思いますけれどもこちらの貯蔵室の扉ってのは本稼動になってますでしょうか。
0:42:12	特別管理センターカワグチです。各部室保健室の扉については、建築基準法における特定防火設備に該当する防火度となっております。元植生じゃないのであれば
0:42:27	その旨も記載していただければなと思いますよろしいですか。
0:42:32	格別管理センター川口です。はい。承知いたしました。記載いたします。社長ですよろしくお願ひします。あとは今どこのところ他の本文のところに書いてありますけれども、
0:42:44	消火設備名とか火災検知器の配置が笠井五味障防法。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:52	青に基づいているものだという古藤。
0:42:56	も大賀記載していただければと思います。よろしくお願いします。
0:43:01	特別管理センター河口です。承知いたしました。はい。火災報知機等が消防法に基づき、設置されていることを記載いたします。
0:43:12	これについて、何かありますか。
0:43:14	ないですか。続きまして原子炉規制庁ですけれども立ち入りは特に変更はないということなんで、コメントもなくてですね。
0:43:23	次の自然現象にいわゆる影響の考慮についてですけれども皆さんの施設は該当施設でございますので、
0:43:32	このシミュレーションによる影響の考慮っていうのはこれを
0:43:38	規則議案の方見ていただければわかる通りこれあの志賀前検査、
0:43:42	不正対象施設じゃない、いわゆる非該当施設の条文になってまして該当施設につきましてはその他、これ以降に地盤なりとか地震なりとか津波、
0:43:53	高いろいろ個別の条文で見ることになってございますので、ここについては特に該当施設が該当なしというか
0:44:03	記載は必要はなくてですね、ただ現在今記載されてる内容が、この後に出てくる地震なり津波なり、外部事象の初期の損傷にも記載してないんであればそこに転記していただくという形に、
0:44:17	していただければなと思いますこれ添付書類 12-1 も同じになります。
0:44:23	よろしいですか。加来委員。公共物管理センター川口です。はい。承知いたしました。はい。方の大地震等ですね、それらの想定 2 の方で、
0:44:37	説明ができるように、必要な事項がありましたら、転記したいと思います。
0:44:45	はい。元職長よろしくお願いします。野呂。
0:44:49	続きまして臨界防止についてはいわゆる

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:54	これまでと同じ玉の記載の適正化でこれまでの方法と変わらないということで特にコメントはしません。
0:45:00	続きまして (2) 番について今回記載されていないんですけども、これ、記載されない理由って何か理由があったんですかね、今回の申請で、その地盤に関する説明がないっていうのは、
0:45:11	格別管理センターオオミナトですまず一番に関しての記載の方なんですけど、
0:45:22	実際のところオキサイドを記載するかといった部分に関して
0:45:28	大分悩んだ結果今回はちょっと記載をちょっと見送ろうとして、記載しなかったという背景が後まずございます。
0:45:38	六ヶ所保障措置センターの特徴として再処理工場は原燃さんですね。
0:45:46	日本原燃さんの各プラントの集合体の再処理工場内の分析建屋の一角に、
0:45:55	かつ分析建屋というのが地上を間違えましたすみません地下4階から、
0:46:02	地上三階建ての
0:46:06	建物の中の地下六ヶ所の措置分析所が地下2階から地上1階という一部のフロアを間借りしている施設ということで、
0:46:19	まず、地盤というものは分析建屋、
0:46:23	自分というものがまずなく、あるものとするれば、あと分析建屋の地盤ということと、まずなるようなという部分をまず悩んだっていう部分がございます。
0:46:33	それを元にですね再処理工場の統制地盤調査の結果を踏まえて、
0:46:42	等確認したところ、再処理工場の地盤、全体的にという意味での評価という部分は当然されているんですが、分析建屋の地盤という、
0:46:55	特化分析だけに特化した地盤調査というか評価というものです。
0:47:00	まずこちらに関してはまずされていないなあとこの部分がございますしてトータル的には至るところの地盤を調査した結果に建てられているのが再処理工場で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:14	その中の一角が分析建屋でという部分では、かけるし、デモを書くとするならば、そもそも建屋だから地盤ってないんだよなあという。
0:47:26	ジレンマの中で、ちょっと悩んだ部分があって今回は見送ったというのが現状でございます。規制庁です。
0:47:35	申請書類でそうなんだろうなっていうのは思ったんですけども他、
0:47:41	一応建屋の一部であったとしてもその建屋自体が壊れないという意味での多分この規則要求その使用施設使用前検査対象施設が
0:47:52	地震で壊れないような地盤に設けなさいっていうのはいわゆるその施設ってその建物とある一部分の部屋ってのはよくある話なんでもしそれが、
0:48:02	町比嘉該当施設だとしたらその建物自体が多分倒れないようにしろと言って、今要求だということをかながみると、今回分析建屋、
0:48:13	についても
0:48:15	少なくともどのような順番かぐらいか、説明ぐらいは必要かなと思ってまして、今のご説明を大宮さんから説明ありましたけどあの周辺が
0:48:25	他事業のいわゆる原燃さんの土地というか原燃さんの建物で、
0:48:31	評価されてるという話なんでそのような評価を参照させていただいてたってその分析過程が立ってる一番。
0:48:40	頑健性についても簡単にご説明いただければなと思いますが、それは大丈夫そうですか。
0:48:48	特別管理センター管理です。分析建屋の地盤については、日本原燃さんの評価結果の方を参考にしまして、記載をしたいと思っております。
0:49:02	植生調査です。よろしくお願いたします。また何か相談事項等ありましたら後、連絡いただければと思います。
0:49:11	続きます
0:49:14	何かありましたでしょうか。はい。次どうぞ。はい
0:49:22	まず、10ポツ、外部からの衝撃についてちょっと簡単に確認させていただきたいんですけどもこれ十分いろいろ現象について、(2)ですね、(10) いろいろ外部の書類についていろいろ書いてますけど、これあれですか

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:36	いわゆる三条報告の2回間、関係する記載になって、それとそのさっき説明があったその隣の再処理施設に関する評価を持ってきたもの。
0:49:47	どっち。
0:49:50	はい。確立されたカワグチ製こちらの方安重設備の説明の方のおやつを運用しております。なのでそのときに過去に我々が野間知事で御説明評価いただいた内容を記載していて、それ、
0:50:07	変更はないということで同じような内容を点検していただいているということで理解いたしました。
0:50:13	では続きまして(11)、不破真の防止なんですけれどもこれ一応規則要求で、その際はいわゆるサイバーテロ対策についても要求されておまして、
0:50:24	これについて
0:50:26	学生がないので、もし必要なんであれば、
0:50:31	記載をお願いしますというところなんですけれども、実際その中での不正いわゆるサイバーテロ対策、設備っていうのは設置されているものなんでしょうか。
0:50:43	物質管理センターカワグチです。サイバーテロ等の対策のための設備は、特に設置されておりません。ですが東海センターと同様にコンピューター類は外部とを切断して使用しております、
0:50:59	コンピューターウイルスの購入がないように利用しているということとは変わりありませんので、この点をこの当該項目に追記したいと思っております。
0:51:12	原子力成長の谷津了解いたしましたサイバーテロ等の説明は特にないんですけれども一応ガイカイとは遮断してるという話を追記いただけるといことで、了解いたしました。
0:51:27	続きまして
0:51:30	次のページですね飛散物による(14)飛散物による主損傷の防止についてなんですけれども、
0:51:37	今回記載いただいている内容は可燃性ガスに関する爆発関係に関するご説明をいただいているんですけれども、いわゆる

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:47	規則基準では
0:51:50	その他にもですね飛散物数は重量機器の落下とかにもよる飛散物を考慮しなさいというふうに書いてまして今回
0:52:00	爆発だけを考慮してる予定は何かあるんでしょうか。
0:52:06	格別管理センターカワグチですまず、実際に爆発する可能性のあるものとしては高圧ガス容器として考えておりました。すいません。我々の
0:52:20	施設にはクレーン設備もございますので、その落下についての項目を考慮を入れた方が良いなという話になりますので、そちらの部分について追記をしたいと考えております。
0:52:36	原子炉規制庁です。今ご説明いただいたフレーズというのは、
0:52:42	損、どのようなものを運ぶとかってあります。一応その重量機器の落下っていう項目なので、そんな重たい物を運ぶのかなとか、キャスクとか何ヶ所図面ですか、するんですかね。
0:52:56	基本的には、クレーン設備で取り扱うものとしては、廃棄物の収納容器の一つでありますパリラーフという。
0:53:08	オーダーございます。こちらの方、結構な重量も入るものなので、それを持ち上げるために、クレーン設備、
0:53:20	が第1分析室の方に設置されております。
0:53:27	学生じゃない。了解いたしました。が割と重たいのでそれが落下したときも飛散物にならないよっていう、ご説明を補正で追加いただけるということなので、
0:53:37	それについてはまたご検討よろしく申し上げます。
0:53:44	続きます
0:53:50	次の(15)ですね重要度に応じた安全機能の確保というところで
0:53:57	対象はこの条文の対象施設として安全確保上主要な設備機器というお話が出てくるんですけれどもこれが定義とかどのような機器かっていうのは何か申請書で説明されてるのかっていうと規則の対象としているのは使用前検査対象施設っていうふうにしてるんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:54:16	それでも会議は何かあるんでしょうかというのをご説明よろしくお願ひします。
0:54:21	物質管理センターの河口です。
0:54:24	安全確保上、主要な設備機器の範囲、定義等については、本申請書を、の中には記載がございませんが、
0:54:34	保安規定の中の第 18 条、保安上特に管理を必要とする設備、という項目にて整理しております。
0:54:47	原子力制庁の井戸です。そうですね木曾空の要求でいうとシューマー検査対象設備のうち重要度に応じてっていうことなのでその重要どうの、
0:54:58	高いやつとしても保安規定で定めている。
0:55:02	18 年定めている保安上特に管理を必要とする設備を対象としているという、説明は理解しましたけれども、何か文言が違うって何か理由があるんですかその紐づけ関係って。
0:55:14	もう明らかにイコールでいいんですかね。具体的に言うと、
0:55:20	十八条で、
0:55:25	セールグローボックス短期設備だと思うんですけど、
0:55:30	それを、
0:55:31	それとは違うんですかね保安規定で定めているそれらの設備と、ここで言ってる。
0:55:37	主要な設備機器ってのは違うものなんですかね。
0:55:41	格別管理センターカワグチです。こちらについては同じものになります。はい。
0:55:47	測定者間であれば、
0:55:51	これなんで、
0:55:53	変えたかって何か理由あります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:56	文言をちょっと保安規定の文言とちょっと変えてるっていうのは、
0:56:00	特に理由なんかでは保安規定に定めるなんちゃらかんちゃだとかしてもいいのかなと思ったんですけど。
0:56:09	はい。特別管理者加来カワグチです。はい。
0:56:16	はい。保安規定に定める何々というふうな書きの方が、確かに整合整備がしやすいのかなと思いましたので。はい。大八木。
0:56:31	変更させていただきたいと思いますが、現職じゃない。何か何つうかね
0:56:39	理由があってやってるんであればその辺をもう1回踏まえて検討していただいて最終的にどのような形で補正するかについては次回面談の中でまだ形として見せていただければなど。
0:56:50	よろしくをお願いします。
0:56:54	続きまして共用ですね(18)。
0:56:58	になりますけれども、これはちょっと
0:57:01	動きがありまして共用中根がちょっと違うので、修正を、
0:57:05	していただければと思います。
0:57:08	はい。あとは安全対策書等ですね今回の申請書では換気設備の話しか書いてございませんけれども安全対策所になるという、DB設備等も共用するというお話が、
0:57:22	ありまして、こちら今回の申請書には書いてないような追加というのとユーティリティ設備っていうのは、
0:57:28	例えばどういうものなのかっていうのを教えていただけますか。
0:57:33	核物質管理センター河口です。まず一つ目ですね、動きがあるということでこちら誤植となりますので共用を2本のつかない共用の方に修正いたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:46	続きまして安全確保上影響与える可能性の設備として分析建屋の換気設備のみを記載しておりましたが、U T C 設備等の共用について記載したいと思います。
0:57:58	その上で、ユーティリティ設備について説明させていただきます。
0:58:03	日本原燃分析建屋から、我々保障措置分析所の方に供給されております。電気、圧縮空気、水、水の冷却水、
0:58:15	純水、水道水とありますが、等も含まれております。
0:58:19	これらを総称してユーティリティをしております。
0:58:24	原子炉規制庁矢内です。今U T 説明の中で電気ってありましたけどこれ非常用電源も唯一リストの中に入って共用されてるんでしょう。
0:58:35	特別関連カワグチです。非常用電源については、当特段共用設備としては、
0:58:45	おり、記載しておりませんが、商用電源喪失時には、自動的に分析建屋から安全確保に必要な設備にこの非常用電源が供給されることとなっております。
0:59:01	原子力成長那須
0:59:03	共用ではないってことは核管センター6ヶ所の分析補償ところに独自のものがあって、所用電源が落ちたら、そこから、
0:59:13	必要な電力が供給されるとそういうことですかね。
0:59:17	せる。
0:59:20	独自ではない。
0:59:25	ふうん。
0:59:27	ありがとう。
0:59:29	(26) に非常用電源設備でありますよね、説明が。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:35	うん。
0:59:36	院長。
0:59:38	阿藤はい特別管理センターオオミナトです。
0:59:48	まずこちらの、非常用電源というちょっと正義がちょっとややこしくなる部分がございますですね。
1:00:02	非常用電源は共用でしょうかという質問に関して言えばと共用でございます。
1:00:11	その心はというと、
1:00:14	発電設備がどうですか。ごめんなさい。
1:00:17	はい。非常に、はい。
1:00:21	原燃さんですね共用している給電システムのいわゆる非常用系等の発電機という系統になるんですが、
1:00:31	実は2系統ございまして、
1:00:35	非常用の本当に通常の非常用のといえはちょっと言い方がおかしいんですが非常用ディーゼル発電機。
1:00:43	がまず一つ目となります。もちろんもう一つがですねもう一つございましてバックアップとしての機能を持ったと、
1:00:53	予備系のディーゼル発電機というものがこの二つを総称していくか彼らの中では、
1:00:59	非常用な系統給電という、
1:01:04	名目で呼んではいるんですが、
1:01:07	OSLで共用しているところの
1:01:11	ディーゼル発電機の方はですね原燃さんと共用している結局、すいません間違えました。非常用ディーゼル発電機からの共用ではなくてですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:23	もう一つのバックアップ用のディーゼル発電機からのものを共用しているという形となっております。そういった意味で、常用、
1:01:35	電源は共用でしょうかという、
1:01:38	ものの質問に対しては共用ですという回答となります。
1:01:44	原子炉規制上は続けてですね、非常用ディーゼル発電機は共用ですかというは今回はその質問ではないんですが非常用ディーゼル発電機が共用ですかと言われると答えは違いますという形となります。
1:02:00	原則制じゃないですかまず整理すると、隣というか近く隣が隣にある原燃さんの再処理工場には、
1:02:10	非常用電源がもちろんありまして、その構成としてDG毎、非常用初発電機DGが2台、2系統2系統あって原燃としては1系統だけでも十分賅える。
1:02:24	設備となっていてそのバックアップとしても1系統ありますと、なので、普段使わないであろうバックアップの方を、
1:02:32	がんセンターの方に引いてきて、それを
1:02:37	使ってるっていうような説明だと思ったんですけど、もしDGの最初の方で1桁のEDGが立ち上がらなくて、
1:02:46	そのバックアップの方を使うってなったら、
1:02:49	共用しまっすよね。
1:02:55	同じ系統から給電しマースすることになるんじゃないか。
1:02:58	格別管理センターオオミナトですまさしく、3、約10年前の3.11の大地震のときはまさしくそういった状態でございます、
1:03:11	原燃さんがわあわあで非常用発電機が使えなくて運転予備系の方も、
1:03:20	を使っていたというふうには聞いております。
1:03:24	原則成長休まんがその機器自体は共用ジャーではないのでこの部分には書いてないっていうそういうことなんですかねイメージとしては。はい。その通りでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:38	わかりました。今の説明でいうと多分そのバックアップの方を、再処理と、核管センター両方に給電したとしても十分な容量があり、あるってことなんですよね実際やってますか。
1:03:54	はい。博物館に出たオオミナトでは、その通りでございます。
1:03:57	それ。
1:03:59	今回、その変化じゃない。
1:04:01	ないんじゃないんですけど、どっか、どっか読めるところあるんですけどそれって、
1:04:05	だからそれがさっき 20 (26) になるんすかね必要な、
1:04:09	電源が可能な設計とするっていう中で読めてるっていうそういうこと。
1:04:14	そういうこととなりますちょっと国井君の記載の仕方かなという部分はちょっとあるんですが、
1:04:21	わかりました。
1:04:23	とりあえずはわかりました。
1:04:25	ここのね、B精査じゃないから読めるし、
1:04:30	了解。
1:04:33	はい。
1:04:37	橋梁については以上ですね。
1:04:39	はい。次ましてごめんなさい。ごめんなさい。それについてちょっとごめんなさいというリティは結局、安全機能ないから書いてないっていうそういうことない。
1:04:50	関係ないっていうことです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:54	安全。藤副参事瀬田カワグチです。はい。おっしゃられた通りU T T設備については、安全機能に関与しているものではないので、
1:05:07	記載をしておりますませんでした。
1:05:10	厳格性ちゃんであれば、
1:05:13	わざわざ追加する必要もないような気がしますけど。
1:05:21	多分でも安全機能を書いてないか、要求上は、
1:05:25	ごめんなさい。いや、一応、念のため、
1:05:29	書いてもらってもいいですか。
1:05:31	当初の予定通りというか、
1:05:33	共用してますって話を、
1:05:36	各部室店がカワグチです。はい。N T T設備についても、先ほど申し上げた通り記載をさせていただきます。
1:05:48	使うんですか。
1:05:50	ちょっと。
1:06:00	関与しないんだから。
1:06:02	原則、ごめんなさい、もう1回ちょっと検討したん。主条文を読んでもたんですけど最後の方は安全性を損なわなければならない、損なわないものでなければならないって書いてあるんで、
1:06:15	河口さんのご説明の通り安全確保上、影響ない。
1:06:20	全く本当に影響ないんであれば特に、
1:06:23	機械はいらなかなと思いますけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:27	その辺もう 1 回検討いただいて安全確保上全くないのであれば今のままで、
1:06:33	特についカーする必要ないかなと思います。
1:06:38	医学部管理センターの湊でございますすみませんユーティリティー設備、
1:06:45	のうち、すべてではないので菅谷
1:06:49	安全上というか保安上影響がないと言い切れないものもやはりございますので、
1:06:56	こちらの方に関しては追記という形で記載させていただこうと現状では考えております
1:07:04	やはり圧縮空気ですとか電気ですとか、
1:07:08	一切関係ないと言い切れない部分も多少はございますので、こちらの方に関しては最低限の絶対これは必要だなと思うものに関しては記載させていただこうと思っております。個別遠隔じゃなくてユーティリティー設備ってふやしてもいいんですけど、
1:07:27	はい。
1:07:28	では必要なものっていうふうに読めるようにすればいいのかなと思いますけどね。千波から水って何かその消火、消火水みたいな消火水って何か、
1:07:37	紹介を述べるとか、
1:07:42	笠井様というか、
1:07:45	特別管理センターの湊です。消火用水という項目としてはございません。ただ一方ですね、初期消火の手順という現状の三次文書というか現場のマニュアルの方ですね。
1:08:03	こちらに関しては
1:08:06	禁水性物質がなかったらこれも使って消しなさいよという運用でカバーしているという形のものとなっております。継続性。了解しました。そうい

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



	う意味でいうとあんまり関係なさそうだけど、一部関係する可能性がある るので追求されると。
1:08:21	いうふうにそうですね除染とかでも水もおそらく絡んでくるなという部 分もございますので、
1:08:29	原則ですね、という部分もございますので、
1:08:36	はい。
1:08:37	はい、了解しました。
1:08:39	続きまして 10、
1:08:42	20 番ですね、(20) 番安全避難通路等についてですけれども、
1:08:47	基準では設計評価事項が発生した際の照明について、要求があるんです けれどもこれは特に今現状記載ないんですけれども、
1:08:58	これらの証明は不要でしょうか。
1:09:05	うん。核物質管理センターの川口です。設計評価事故事業として、はお りませんでした。非常用懐中電灯というものを我々配備しております。
1:09:17	こちらについて、この設計評価事項用としての記載をしたいと思ってお ります。
1:09:24	原子炉規制庁成松
1:09:26	別にその無理金っていうわけじゃなくて規則に書いてあるように
1:09:31	用いる場合の証明があればちゅうことだと思ってもしその設計評価 事項で何か操作が必要なくてこんな照明がないってあれば別に特にわざ わざ追求する必要ないと思いますけれども、そういうものも含めて、
1:09:46	ご検討いただければなと思いますけど、何か設計評価事故が発生したと きに、非常用懐中電灯が使うようなことはあり得るってということなん で、
1:09:57	個別管理センターカワグチ S A 等、はい。設計評価事故等起こった際に 電源が全く供給されない。それこそ 3.11 の震災とかの時に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:08	接遇施設の方が結構暗くなりましたし、
1:10:16	設備、衛生部等のところにアクセスするまでの間の階段が電気が切れて いたということもありましたので、やはり非常用最初電灯宇和
1:10:26	あってしかるべきだと思いますので、記載をさせていただこうと思っ ております。
1:10:32	原子炉規制庁那須承知いたしましたじゃ、よろしくお願い
1:10:36	次まして 23 ページ廃棄施設ですけれども、
1:10:40	先ほど本文記載のところちょっと議論
1:10:44	になりましたけど、西事務官とはいえ固体廃棄施設があるということな ので、それに関する説明はちょっと一切ないので、それに関して要求事 項ありますので、それについてご説明を追記していただければと思いま す。
1:10:58	よろしいでしょうか。
1:11:01	はい、核物質管理センターの川口です。はい。確かに 23 番の両 (23) 番のところには固体廃棄施設についての説明を入れておりませんでした ので、
1:11:14	その部分追記したいと思います。
1:11:17	はい続き、よろしくお願いいたします原子炉規制庁新居です。よろしくお願 いします。続きまして
1:11:25	(27) 番ですね、通信連絡設備等で
1:11:29	添付書類では P H S と 12-1 ですね、添付書類の 12-1 では P H S 専用 固定電話ファクシミリというあるんですけれども、
1:11:38	これらはいわゆる本本文の 11 ポツではその電話説明の中に含まれる と、そういう理解でよろしいですか。
1:11:48	特別管理センターの井口です。はい。その通りでございますが電話設備 には P H S 専用固定電話及びファクシミリが含まれております。はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:58	11 ポスト 12 ポツで、表記が異なっておりますので、整理をしたいと思 います。現職者じゃなく合わせろというわけじゃなくてですね、同じで あればよくて、はい。
1:12:10	11 ポツの中にポツは本文と添付書類の明確な位置付けが違いますので、 全く同じことだけじゃなくてより細かいことを基本的に住民の方に書いて もらおうと
1:12:21	J A の方のみに変更がある場合は
1:12:24	いわゆる添付書類の変更なんであんまり変更またにはならないんですけ ど 11 ポツに書きちゃうと、細かく P H S とか書きちゃうと、
1:12:32	その変更する時に変更許可ってなっちゃうので、そこは
1:12:37	よく検討いただいて今の今のご説明だと
1:12:41	今の記載では特に問題ないかなと思いますので、その辺、踏まえてちょ っと記載を検討いただければな。
1:12:52	はい。確率管理センター河口です。はい、承知いたしました。
1:12:56	はい。よろしく申し上げます原子炉規制庁、よろしく申し上げます。続 いて次、添付書類の 12 について、
1:13:04	入っていきたいと思いますけどこれも大体 11 位で説明したような内容 とほぼかぶっているところは省略させていただきませすけれども、
1:13:13	自然現象をについては削除していただくっていうのとあと地盤について の説明も何かしらご説明をいただければと思っており、
1:13:24	あとは添付書類なので本文をちょっと詳しく説明していただきたいと思 ってますので、
1:13:32	貯蔵施設についてですねもうちょっと詳しく記載いただき、いただきたい なと思っております。
1:13:39	具体的 2 まずちょっと貯蔵施設、(22) の貯蔵施設について確認したい んですけれども、最大首藤寮という言葉があるんですけども、これは本 分。
1:13:49	貯蔵施設の、
1:13:51	中に記載のある最大収納量と同じ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:55	単語。
1:13:56	ということでよろしいでしょうか。
1:14:00	コールセンター課上地です。はい。同じホットとしておりますがすみません言葉が揺れておりましたので修正したいと思います。新たな表記上だということですね。了解いたします。
1:14:17	あと本文と今のこの添付書類でえーとですね貯蔵能力が十分だということをご説明していただいとると思うんですけども。
1:14:28	もうちょっと具体的にですねこの貯蔵施設が容量が十分であることはこれ添付書類なので後から出る可能性はあると思うんですけど、もうちょっと具体的に、
1:14:39	量的に、例えばどれぐらいの何へ何立方ぐらいの需要能力があるので、
1:14:47	大きさ、その容積で最大収納量の各電力数のちょうどは可能だと、いうそういうような、もうちょっと定量的なご説明をいただければなと思っっているんですけどもそれは可能でしょうか。
1:15:01	特別管理センターカワグチです。はい。ちょうど貯蔵施設の中の貯蔵庫の量は把握しておりますので、それが、
1:15:12	定量的にわかる説明は追加できるものと思っております。現職成長なります。よろしくお願いいたします。
1:15:21	続きましてその下の 23 の廃棄施設なんですけれども廃棄施設の中で本文参照と、北井廃棄施設と液体廃棄施設本部参照となっておりますけれども、これ
1:15:33	ただ、さっきから申しましたけど添付書類なので、添付書類っていうのはいわゆるその本文で記載できないようなことを補足的に、
1:15:42	説明していただくもので本文参照という、
1:15:45	のはあまり意味がなくてですね、本文参照するだけであればあまり意味、不追加で説明することないという旨を書いてもらえばいいんですけども。
1:15:55	蒔田廃棄施設と液体廃棄施設、あとは固体廃棄しつつもですね障害、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:02	退職者についてその方法についていろいろご説明があるのでそこを参照していただいた方がより具体的な説明になるんじゃないかなと思ってますけど、その辺りはいかがでしょうか。
1:16:15	はい。特別管理性カワグチです。確かに障害対策所の方にそれぞれの廃棄施設についての説明の部分がありますので、
1:16:27	こちらの方を参照することとしたいと思います。
1:16:33	はい。原則成長しますよろしく。
1:16:35	続きまして（27）番、通信連絡設備等でございますけれども、これは単なる確認ですけれども専用固定電話っていうのが（27）に出てきますけれども、
1:16:46	これはいわゆる規則で要求されてる専用通信回線に当たるものというふうな理解でよろしいですか。
1:16:55	はい、核物質管理センター河口です。専用固定電話については規則解釈における専用通信回線であります。
1:17:04	原子炉規制庁の李です。理解いたしましたよろしく申し上げます。これで一応添付書類関係の、
1:17:13	一式進めさせていただき、なんか追加で質問ありますか。
1:17:17	はい。なければ最後障害対策所安全対策所関係、何点か質問させていただきます。
1:17:30	今回記載の適正化ということでフィルムバッチから従事者の数、
1:17:37	測定器についてブルーバッチから蛍光ガラス線量計に変更されるということなんですけども、これはもうすでに運用として変わっているような状況ではあるんでしょうか。
1:17:48	はい。特別管理センターの河口です。こちらの方を、おっしゃられた通り現状ではすでにフィルムバッチから蛍光ガラス線量計への変更の上、運用しております。
1:18:02	過去の変更許可申請で変更されておらず、今回の見直しにて現状となっていくことになっていくことに気づきましたので、変更いたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:15	原則正社員ですとなると、大分前から傾向ガラス線量計の方で運用されてたんですけども過去の変更の中で買い忘れてたっていうそういうようなイメージ。
1:18:31	格別管理センターカワグチですはい。おっしゃる通りでございます。はい。原子炉規制庁矢内です許可については理解いたします。これ保安規定の方は特に問題ないんです。
1:18:45	格別管理センター等のうちです。保安規定の方では、問題なくなっていたかと思います。ちょっと今確認しております。原子力青少年です。わかりました。
1:18:59	多分運用なので、どちらかというとなら保安規定側、
1:19:03	弁護士変えたのか終わん規定じゃなくて株式のって行って、下部規定書いた時に柴野っていうことを出演されて今回現状に合わせるっていうそういうような、
1:19:15	パターンなのかなとは思いました。はい。その辺をちょっとわかりましたらまた、よし、ご説明よろしくお願ひします。
1:19:24	はい。角田委員瀬田カワグチです。いただきました。
1:19:30	はい。続きまして障害対策所の7ポツですかね、固体廃棄の方法について質への質問なんですけれども
1:19:41	記載の中で、所定の量に達した後払い出すという説明がありましたけどもこれは先ほどというか前半の方で説明した満杯になるっていう話だったと思ってましたけども、
1:19:53	それと一時保管料との関係でいうと、どのような案件になるのかっていうとあとは全体的なその廃棄の方、
1:20:03	の
1:20:05	初動能力っていうかね、一時保管の能力が足りてるっていうのを、説明するとしたら今2年間で約胡瓜
1:20:13	降雨の量が出るって話なんですけどもそれ完結するとどのような説明になるんですかね。
1:20:24	はい、核物質管理センター阪口です。まず、所定の量はドラム缶が満杯になった状態、こちらで問題ありません。はい。
1:20:33	で、現状ですけども、日本原燃の再処理工場に固体廃棄物を払い出す際には、1回あたり200リッタードラム缶06本、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:44	2点洗い出しております。
1:20:47	一時保管というのは、
1:20:52	以下を定めているため、まず、
1:20:59	述べている栗田ドラム缶は10本以下で保管室の方で管理しております。保管能力について定量的に説明する保管能力について定量的に説明する方法なり、次のようになります。
1:21:14	固体廃棄物は年間9立方メートル発生するというので、こちら200リッタードラム缶で判断すると、545本分、
1:21:24	ほう素情報管理室の保管能力がドラム缶で完全する、保障措置放管室の盤能力が2立方メートル、1栗田ドラム缶では10本以下で管理、
1:21:35	この保管能力を超えないように1回当たり200リッタードラム缶6本で、再処理工場へ払い出すため、放射性固体廃棄物を一時保管するために必要な容量を有しているとなります。
1:21:48	はい。了解しました。今ご説明いただいた一定所定の量のやつは普通に容器の問題なんで特にいいんですけども、
1:22:00	6本で払い出すっていうのは何かで規定されてるものなんですかね、保安規定とかで規定されて、それ多分、それよりもちょっと下の下部で規定されてる話なんで、
1:22:12	ちょっと詰めてね。足達さん、中道です。はい。どこかで決めマニュアル等でどこかで規定されているかという規定はされておらず、こちらの方は、
1:22:24	運用上日本原燃さん側で、1階に受け取れる最大量が6本ということで、このような運用をしております。志賀規制庁になった了解いたしました。
1:22:38	で一時保管料の2立方と。
1:22:42	当該その部屋、
1:22:44	常総市の部屋との関係でいうと、余裕はあるっていうそういうことなんですか。
1:22:52	その部屋自体はどれぐらい入るとかって何か説明。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:57	できますかね。何本分、一時保管できるか。
1:23:02	はい。岡部さんに瀬田カワグチです。はい。基本的には20名を超えないようにという、2立方メートルを超えないようにということで、
1:23:14	普段、その部屋には、10本いたのを200リッタードラム缶で管理をしております。そのうち、
1:23:22	6本については、通常払い出すために使用しております、それら満杯になりましたら、払い出しております。
1:23:32	ということで、残り4本、弱ですね、そちらの方は常に裕度を持った状態で、維持しているということになります。別所藪
1:23:43	ご説明ありがとうございます保管能力については大体、
1:23:47	ある、定量的に今ご説明いただいたのでわかったんですけど、これってあれですか、添付書類とか今の
1:23:54	何ですかね、この安全、障害対策とか、障害対策所に、
1:23:59	記載するみたいなことは可能なんですか。
1:24:05	湊です。現状今言った説明の内容が当既存の運用となっておりますので
1:24:15	追記させていただこうと思います。規制庁お願いいたしますよろしくお願ひします。あと、もう1点だけ、ドラム缶等に収納困難な場合、収納するまでの間、
1:24:29	不燃シート等っていう、ございますけれどもこれ収納困難な物を収納するっていうふうになってまして、長く困難であっても最終的には何かしらの方法で分解とか精算とかして、絶対に収納すると、そういうような
1:24:45	収納して出すと、そういうような理由なんでしょう。
1:24:50	はい。特別管理センターカワグチです。はい。こちらの報告収納困難な場合ですが、等を分解接続担当、
1:25:01	によって必ず200リットルドラム缶に収納して、就労、封入し、払い出しを行っております。
1:25:09	電力制じゃないですこの収納困難ってのは大体大きいとかそういうことですね大きさのイメージ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:25:16	何ですかね、ここで想定してる場合っていうのは、
1:25:21	博物館センターのオオミナトです困難な場合というのが現実的にふたパターン等すでに発生してございます。
1:25:33	一つ目は200リッタードラム缶5画と収納容器でありふう勇氣として使っているということがございまして、
1:25:42	単純にそれ一の容積以上のものが発生したときというのがまず一つ目でございます。
1:25:48	二つ目がですね
1:25:51	ご存じ
1:25:53	のように一昨年度になります火災発生したさとかもそうだったんですが、
1:26:01	藤結城氏の想定以上の廃棄物が発生した場合と言いましょうか。
1:26:11	おそらく当時は後、ごみが大量に発生してドラム缶2立米を担保するために行っている200リッタードラム缶10本、
1:26:21	以上のごみが発生し、したという事実がございまして以前の保安規定上の申請をかけた際にですねそういったことを備えてですね、
1:26:33	そういった場合は阿藤周東、保管方法を定めなきゃならんという、
1:26:39	ことで変更申請かけたということで保安規定にそれ、その終了できない場合の措置というものを、変更させていただいてまして今回はそれに整合性を図る。
1:26:52	請願、変更申請という形でございます。
1:26:57	ゲンキョクシャです
1:26:59	リルートパターンわかりました。
1:27:02	ちょっと今の質問で、
1:27:04	確認なんですけど今の蓮見でいうと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:07	10、
1:27:08	5-2 有明以上の、
1:27:11	廃棄物が一時保管される可能性もあるってことですね、ドラム缶でいうと2留分以下では管理するけれどもそれ以外のものでは、
1:27:18	エレベーター以上は、保管は、一時保管する可能性はある。
1:27:23	ということでこの前の片山いわゆる、
1:27:26	突発的な話だからしょうがないかもしれないんですけど、
1:27:30	系統六ヶ所保障措置分析上、全体としてのものでございます。2立米という記載は等、
1:27:42	保障措置廃棄施設である保障措置保管室という部屋のみという理解というものでございます。原則、そういうそういうことで菌田リレイベーンはだからそのドラム缶以外に、例えばドラム缶10本あったら、
1:27:58	ドラム缶に入っていない中の困難なもの、いわゆるその不燃シートに来るものも、
1:28:03	この後、一時保管はしないってことなんですか、それとも、
1:28:08	ということでございます。上げるそっち保管室ではということでございます。ではマックスで言えば、そのドラム缶に入っていようが入ってなからう。
1:28:18	そういうことです。ありがとうございます。わかりました。ただ特に問題ないですか。ありがとうございました。はい。
1:28:25	保安規定と同じ記載ぶりだということだったりしましたはい。
1:28:29	はい。
1:28:32	続きまして
1:28:35	次は安全対策書案の表部分になるんですけども、今の関連で、いろいろ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:45	他一時保管の話の説明させていただききましたけども、この表というか、図でフロー図の上の方の変更部分についてドラム缶への収納または封入って書いてますけど、これ、
1:28:59	これは他の記載の場所ではドラム缶等って書いてますけども等は、ここでは不要なんだろうかっていうのと封入して、
1:29:08	導入してから払い出すまで一にちょっと時間感覚がかかるってこともあり得るってことなんですこれまでの説明からすると大体そうそうなんなのかなってのはわかったんですけども、一応ご説明をよろしく。
1:29:23	はい。細木藤谷瀬田カワグチです。
1:29:26	こちらの変更部分ですねドラム缶に収納して一時保管する固体廃棄物のハーカーにはですね、固体廃棄物施設IIである保証値増加に一時保管を行わない分析制度。
1:29:39	及び中放射性ブロックからは、移出されるパリラックバイオ機で運搬する固体廃棄物が発生します。そちらの方も、このフロー図の
1:29:51	上の面積セルから出ているラインになります。あと地方紙性グローブボックスについても、その方ラインがございます。
1:30:02	中放射性グローブボックス等から、ドラム缶として出ていくものもありますので、この中で、ドラム缶、この部分はドラム缶だけ。
1:30:13	となっておりますので、等は不要となっております。
1:30:21	色成長の郷です。今の説明だとあれですよ。分析すると、
1:30:28	これ、
1:30:28	中放射性グローブボックスから直で、
1:30:32	久野。
1:30:33	藤。それから他のところで等があるっていうのは具体的に申しますと
1:30:39	一条ボカーン野瀬制度保障措置保管室の仕様のところで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:46	固体廃棄物はドラム缶等の容器に収納して書いてますけどこの等、
1:30:51	必要では、
1:30:53	いるんですかねっていう話なんですけどね。だからこのフロー図でこの丸の部分の上の方の間の部分は、保障措置保管室の話だと思ったので、そうなるというんじゃないかなと思ったんですけど。
1:31:07	記載の適正化が必要かな。
1:31:10	核物質管理センターカワグチですはい。確かにそうですね整理をすると、ここにも等が必要だと思いますので記載の方の適正化を行います。
1:31:21	だから原則正社員です了解です。あとは封入して即、はい。最初に出すわけじゃないので、
1:31:29	封入して一時保管する可能性はあるありうるっていうのはそれは事実として起き、正しいですかね。
1:31:38	特別管理者高岸はい。その通りでございます。わかりました。
1:31:42	これフル
1:31:44	そして1年保管。
1:31:46	ここは読めるんでしたっけ。
1:31:48	数もし、
1:31:51	いや、さっきの同じようなところ、保管、
1:31:56	保障措置保管室の仕様のところは収納し、
1:32:00	払い出しまで一時保管するって入って封入が一切来ないんですけど、
1:32:04	ここもまた不封とか、
1:32:08	整合性とった方がいいのかなと思ったんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:11	はい。特別管理者田内です。はい。確かにおっしゃられる通りこのフロー図では、収納または封入し、一時保管としてありますので、すべての流れを考えると、
1:32:25	当本部の方とかにある内容のこの表現に統一した方がよろしいかと思えます。はい。考えております。ぜひUpperのところもあるかもしれないので、全体見直し見て
1:32:41	適正度をお願いします。
1:32:42	あとこの36ページのこの安全対策の図の下の、先ほどの下の図のところなんですけども今回
1:32:50	ビニール袋から容器っていうふうに審査変更されてますけどこれは方法が変更になるわけじゃなくてもともと真子こうなってるのを
1:33:02	なんか明確化というか現状を適切に反映するためにこういうふうに変更をしているという意味であってその廃棄方法について大まかな変更はないと、そういうことでよろしいですか。
1:33:17	はい。格別管理センター河口です。はい。その通りでございますこちらの方
1:33:25	以前の許可の方では一応図の方ではビニール袋というふうにしておりましたけど、当指定の容器、伊佐様々ありますのでそちらの方、
1:33:36	を含むということでした運用機にしております。現状の運用等々を何ら変更しているものではございません。
1:33:45	職制じゃないですんで、この容器の中にももちろんビニール袋も含まれてて、その他にどんなものがあるかっていうのは、簡単にわかったりします。
1:33:55	格別管理センター川岸です。はい。この中にビニール袋はもちろん含まれております。その他のものとして、プラスチック容器というものがございます。
1:34:08	こちらの方は、室内でグリーンハウスフーンでの作業を行った場合に、出てくる廃棄物を、そのピッププラスチック容器の方に収納をする場合がございますので、その部分を考慮して、この適正化し、
1:34:24	表現を適正化しております。
1:34:26	いや食生活了解いたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:29	安全対策障害対策所については以上になりますけど、何か他に追加でありますか。
1:34:36	はい。なければ、ちょっと全体的な話で恐縮ですけども行政相談でもありましたけれども、
1:34:43	今回火災設備を追加されるっていうのは昨年、長谷記者のグローブボックスの火災開業だと思いますので、
1:34:53	そういうようなことをもうちょっと何か明確に申請書上で、
1:34:59	表現できないかなと思ってまして、一つは、
1:35:04	今変更の理由として設備新設のためしか書いてないんですけどこれをもうちょっと具体的に
1:35:10	すると、課題対策っていうことになるんですよ。
1:35:16	なのでここを変え、もしくは備考欄にこの説明を新設する理由としてこの前の課題の課題内容ですみたいのを追記していただくか、それぐらいかなと思ってますけど。
1:35:32	はい。格別管理センターオオミナトです。変更の理由についてはですね当然補正修正は可能でございますご期待に沿う形で、主、
1:35:46	補正申請で変更したいと思います。
1:35:50	ただしですねちょっと一方ですね、
1:35:55	質問農家の上条に記載されているいった内容の変な話ですけど例えばの話になるんですが、
1:36:05	実際あった事象としての税法上、グローブボックス等の火災対策の強化というような記載という部分に関して言えば当然、
1:36:15	もれなく記載はでき、
1:36:18	かと思います。ただですねちょっと違和感が実は1個あるのがですね実際問題の発生日とかを、俺は励起した方がいいものなのかどうなのかという部分でちょっと一部疑問がある部分がまずございます。
1:36:36	原子力規制庁じゃないですけどあんまり良い例ではないですけど、例えば本音の根底の許可反映とかだったら許可したものの、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:47	谷津飯泉一井付の許可を反映するなんて話なんで理由がよくわかるので、理由にその日付が入るってことはありますけど、
1:36:56	そこへ
1:37:00	なんていうんすかね。でも、
1:37:02	これが確かにその日付まで入れろ。
1:37:06	ていうのはそこまでこだわりではないですね。ただ、私からしても
1:37:12	4000万昨年とかでもいいかもしれない。それから
1:37:16	普通今田からグローブボックス内での火災、
1:37:21	対応を踏まえてでもだけでもいいかもしれない。
1:37:25	なので評価するっていう、そういう方向でもいいかもしれない。
1:37:29	博物館センターオオミナトでした等ではそういったその方向でっていうかそういった内容できた主要補正かけ補正させていただきたいと思います。はい。よろしく。
1:37:42	あともう1点これはあんまり大きな話じゃないというか、これもお願いメールなんですけれども予定使用期間について東海保障センターさんも以前審査した時、
1:37:54	変更していただいたんですけども我々は運用として
1:37:58	使用者の皆さんと定期的にコミュニケーションをとって
1:38:03	良い運用していきたいと思ってるので今解釈の方では廃止措置までっていうふうに記載するっていうふうに記載あるんですけども皆さんがよろしければ3年ごと、
1:38:15	に届け出をしていただくということをお願いしておりますので、もし今回補正されるということなので、もしよろしければ松岡さん、並びに他の事業者さんと同じように3年ごとの更新2、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:30	での運用をよろしくお願ひできたらと思ひておりますけどいかがでしょう うか。
1:38:35	個別管理センターオオミナトでございます3年前に、届け出にて更新す るといふ内容について、定例ともちろん
1:38:46	依頼内容といふことであれば問題なくか対応は可能でございます。
1:38:53	ただしですね一方で何点か質問させていただきたい点もあります。
1:39:00	1点目としまして衛藤。
1:39:04	加工の経緯を調べた時にですねこの3年ごとのちょうど試用期間の届け 出といふのが、
1:39:12	何か過去には、
1:39:15	そこの、今3年ごとの届け出に、
1:39:18	していたといふ経緯もちょっと確認しております。
1:39:23	その際に不要だから今の廃止措置までといふ、
1:39:32	ものに変わったといふことをちょっと確認しております、
1:39:37	要は元に、
1:39:38	戻すといふ、いふ形のを、
1:39:43	に対して、何ていふんでしょうね等、
1:39:51	何か問題でもあったのでしょうかといふまず質問が1点目ございま す。はい。はい。減速症状のようですけどもご質問ご最もでおっしゃる 通りで過去3年間だったものをこちらの通行で、今の記載に変えていた だいたんですけどもやっぱりですねちょっと内部でいろいろ
1:40:10	あまり使用者の皆さんとのコミュニケーションが取れてなくて、もうち よっと具体的に申しますと三条会計の時に皆さんに届け出を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:40:19	出していただくみたいな時に、定期的に連絡取ってないとどなたに連絡していく方が我々もあまり把握できなかったっていう問題点もあったっていうのもありまして、なので、
1:40:32	内部でもですねやはり過去みたいに、3年ごとに届け出を出していただいて我々の担当者もそちらの未使用者の皆さんの担当者もお互い、
1:40:44	連絡性久喜がわかるような形で交流をした方がいいんじゃないかという意見がまた
1:40:51	ぶり返していくというのがありまして
1:40:54	こちらはちょっと運用ベースでのお願いなんですけどもできればそういうようなお話もあるのでご対応いただけるのであれば、ご協力、
1:41:04	していただければということをお願いをしているというような状況にあります。はい。はい。はい。
1:41:10	はい。オオミナトでございます。今のご説明理解いたしましたので対応させていただきたいと思えます。ただしですねすいませんもう一つだけ対応はさせていただきます。
1:41:24	もう1点だけちょっと質問というか、はいどうぞ。させていただきたいことがあります。
1:41:31	衛藤さん年の経緯といいますかですね期間の問題でございます。
1:41:39	原因です。全くないです。
1:41:44	申し訳ないです。はい。何もない。例えばですね、例えばですが今回申請して許可が仮におけると想定した場合に、はい。
1:41:57	ほぼほぼの
1:42:00	早くても、年末、遅くても、年度末というイメージをまず持っております。
1:42:09	そうなるとですね3年前、どういう話になると、3年と言っておきながら、現状2年と。
1:42:19	1ヶ月とか2ヶ月とか3ヶ月以内絡みがありましてですね。はいはい。
1:42:26	概ね3年とかという意味なのでは駄目なのではないかというちょっとご質問、疑問がちょっとございます。初回は変更許可の場合はそういうふうになっちゃいますけど今後、はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:39	変更届でやる場合はちょうどさちょちょっと機種 3 年にするっていうイメージ。
1:42:45	できれば我々としても運用として、その期間が切れそうになったら我々の方からアプローチして
1:42:54	そろそろ期限去年届がですよっていうような連絡をするようにしてまして、なので皆さんその届を出し合わせるみたいなことがないように、フォロー、
1:43:03	しているところでありますのでそういうようなためにもできればその年度末で皆さん統一したいという我々のもう抜け漏れがないようにということであれば年度末に統一したいという思惑もありましてちょっと初年度はちょっとちょっと間隔短くなってしまいうんですけども、
1:43:19	こういうような運用でできればなっていうことで今お願いしてるっていう話ですね、考えてについては申し訳ないですが、特に何もなくて昔やってたからという。
1:43:30	駄目です。はい。
1:43:32	阿久津管理センターオオミナトです説明ありがとうございます承知いたしました。
1:43:37	すいませんただしですねまた今のお話を聞いてもう一つ最終確認をさせていただきたいと思うんですが、
1:43:47	変更許可を、すいません 3 年ごとの使用期間の届け出の間に、
1:43:55	もし、その届け出以外の理由での、
1:44:00	使用許可変更を行った際、
1:44:04	は、そこ、そこから 3 年というニュアンスでよろしいでしょうか。
1:44:10	原則じゃない。そこはあえて変えなくてもいいと思いますが、届け出で変える事項なのでもちろん変更許可で変えてもいいですけど、今回の今回もし補正いただけるのであれば例えば、
1:44:24	今回の変更で今回の変更許可で 2025 年の 3 月 31 日までに変更したとしても、2024 年の 2 月ぐらいに、別の申請で許可があったとしてその時にいわゆるこのポツの定修期間をさらに延ばすと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:39	許可日からプラス2年ちょいぐらいにするっていう変更をしてもいいですし、すぐに、2025年の3月31日後に届け出だけで変えるっていう手でもどちらでも方法としては
1:44:52	あり得ると思いますので、
1:44:55	お好きな方法というか適宜相談いただければそちらのやりやすい方向で対応させていただければなと思いますけど。
1:45:05	阿久津管理センター湊ですご説明ありがとうございます。時期の方はちょっと不明になるんですが原燃さん側のですね
1:45:16	MOX工場、こちらに本施工とか竣工とかそちらに備えてですね、
1:45:23	今すぐというわけではないんですが竣工に備えて、変更許可日ですとか、取扱量とかも、
1:45:32	おそらく変更になることを想定してますので今のちょっと質問をさせていただきたい、させていただいたということで、
1:45:39	ありがとうございました。わかりました。またその他にあったらまた相談いただければ時期も踏まえて、
1:45:46	適切に対応できるようにちょっと相談回答いただければ、回答させていただきたいと思いますので、また何か懸念でありましたら相談いただければ、
1:45:56	博物館ジャパンオオミナトです。ありがとうございます。
1:45:59	また最後、原則じゃないです。最後ですけれども今回新旧対照表の中ではありませんけれども技術的能力が変更されてないと。
1:46:10	ということになってまして、
1:46:13	今回の追加スルー物として消火配管、消火器接続用配管だけであってこれはほか清瑠羽、他の設備はもともとついているのでそれに対する使い方なり、教育なりっていうのは今、今の体制のまま、
1:46:29	できてるので変更がないというふうに理解してるんですけどもその理由としては正しいですか。減責能力の変更がない理由としては今の私の理解で間違っていないですか。
1:46:41	特別管理センターカワグチです。はい。おっしゃられた通りもともとセル等についているものと同様の配管を設置をするということで、使い方、運用方法、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:56	等に特に変更がないため影響訓練は必要ないと思っておりますので、変更する必要はないと考えております。
1:47:07	すぐ説明はわかったんですけど、もし話がちょっと、今の申請書を止めなくてですね、割と最近技術的能力変更いらなかったのかっていうのを説明を求められることが決済の段階で、多くてですね。
1:47:24	申請書に記載されてないんじゃないかって言われることも最近多いのでですねできればその
1:47:31	新旧対照表の備考欄で多分その新旧代表者対照表自体は変更なしという形になると思いますけれども備考欄の方で変更しなくてもいい理由。
1:47:41	お前説明するような形で、
1:47:43	補正の方で対応するってことは可能でしょうか。
1:47:49	特別管理センターカワグチです。はい。押す新旧対照表の方の技術的能力の部分、こちらの方の備考欄に、
1:48:01	理由の方、説明をさせていただきたいと思います。
1:48:05	現職正社員ですよろしくお願いいたします。あと、これで我々が想定した質問事項2ですけど他に何かあります。
1:48:17	すいません、原子力規制庁高橋です。ご説明ありがとうございました。すいませんちょっと1点だけ、ちょっと先ほどの質問と関連するところで教えていただきたいんですが、火災の損傷防止のところ、
1:48:31	今回、低放射性グローブボックスについては火災があったので、このグローブボックス内で消火剤を
1:48:41	消火ができるように、今回配管を接続するっていうことは理解したんですが、同じようなグローブボックスとして質量分析をグローブボックスがあるのでこちらも同様の対応として、今回配管を接続するっていう理解をしているんですけどもその点はまずよろしいですか。
1:49:02	特別管理センターカワグチです。はい、おっしゃられた通り低放射性グローブボックス集分析をグローブボックス両方ともに、消火配管用の接続法がございますし、同様な
1:49:18	液位でありますので、同じように、消火配管を設置しようと考えております。
1:49:24	原子力規制庁の解説ありがとうございます。一方フードの方なんです、先ほどのご説明だと、フードのグローボックス同様に加熱機器を用

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	いるということで、フードのほうはグローブボックスと同じように温度上昇警報ってというのはついてるんでしょうか。
1:49:46	特別管理センターカワグチです。フードの方には、温度上昇警報は、ついてございません。
1:49:55	原子力規制庁タカハシですありがとうございます。そうすると、グローブボックスのフードも両方とも加熱機器は使用するんだけど、グローブボックスについては温度上昇警報がついていて、
1:50:08	勝又さんが消火器が使えるように、接続口を衛藤あせ属地があるので、配管を接続するようにして、火災が起きたときに対応する、一方フードの方もグローブボックスを同じように、加熱機器を使用するんだっけ。
1:50:24	けども、部屋に設置されている消火器で対応すれば、火災対策は十分だと、そういう考えだということよろしいでしょうか。
1:50:34	経営企画部津金センターオオミナトですね、概ねその考えです。すいません1点だけほう素は補足させていただきますと、フードの方にもですね
1:50:48	温度上昇警報装置は設置はしていないのですが、
1:50:54	同じような対応が必要だろうということで、
1:50:59	温度上昇を
1:51:02	警報機能を持った温度計を設置して
1:51:09	加熱機器を使用する運用としているということが、現状でございます。
1:51:16	原子力規制庁高橋です。ご説明ありがとうございます。あとフードの方でもすでに、温度上昇警報と同じような機能を持つものとして、江藤警報発することができる温度計を設置して、
1:51:29	それで火災対策を講じられているとそういうことですね。
1:51:35	核物質管理センターの湊です。はい。その通りでございます。研修規制庁と解説ありがとうございます。ちょっと1点だけ書きぶりのことで申し上げますと、新旧対照表の12ページ、先ほどこちらから指摘させていただきました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:52	11 ポツの両括弧 3、火災等による損傷の防止の 2 段落目のところの書きぶりなのですが、2 段落目の 1 行目から 2 行目にかけて、グローブボックス等内の火災に対しては、加熱機器を使用するグローブボックス等に、
1:52:10	温度上昇警報を設けるとともに、消火系を接続できる構造とするっていう記載になっていて、要は加熱機器を使う衛藤設備については、温度上昇警報と、あと、炭酸ガス消火器を接液できるような構造にするっていうふうに読めてしまうので、
1:52:29	先ほどのお話だと風土も、加熱機器を使用するんだけど、温度上昇傾向っていうのを設置するわけでもなく、丹さんが消火器を接続できる構造とするわけではないので、ちょっとそこら辺の記載ぶりを工夫された方が、誤解を招かないかなというふうに思いましたので念のために申し添えます。
1:52:51	格別管理センターの湊ですご指摘の方、承知いたしました適正化という形で載せさせていただこうと思います。
1:53:01	研修規制庁タカハシです。ありがとうございました以上です。
1:53:06	現職成長でそれちょっと以上ですって言ったんですけど、もう 1 点だけ
1:53:11	新旧の 34 ページですか。
1:53:15	安全対策所の火災のところなんですけれども、
1:53:19	今回の仮昇格接続配管を追加することによって変更されてるんですけど、今回ですね加熱機器を使用するボックス等っていうふうになんか主語が限定されちゃってるんですけど、
1:53:32	必ず機器を使用しないグローブボックス等ってあるんですか。
1:53:41	格別管理センター田口です。はい。ここでは加熱機を使用するオーネックス等ということで、その使用しない加熱機を使用しないグローブボックスもございます。
1:53:54	原則所長それは使えるんですよ。とかついてるんですよ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:59	格別管理センターカワグチです。はい。その他、加熱機を使用しないグローブボックスについても、東大3月消火器を接続をしようと考えておりますので、このところは、
1:54:12	記載をどう適正となるように、変更しようと思います。よろしく願い
1:54:19	そうですね。
1:54:20	あと最後冒頭に申し上げましたけど先日保安規定を変えて組織改正を今後控えてるということでそうなると、もう入籍能力の方、今は変更はないですけど多分添付書類の方が変更されると思ってまして。
1:54:35	その辺は、その辺りで修正というか本申請の補正で対応されるのかそれとも今後の申請で補正されるのかとかその辺の何か、
1:54:45	予定と違ってありますか。
1:54:49	特別管理センターオオミナトです。保安規定囊胞の申請の方ですね認可の方がもう認可されてましたのでこんそれをもって今回、しかもですね
1:55:04	めどが実は組織改正実施時期のめどが立ちましたので今回の申請と合わせて行い同時に行いたいと考えております。
1:55:15	原子炉規制庁谷津それは理解いたしました。ただ世古うま時期と補正時期ってというのは、どのような関係ですか。もちろん施行もちろん施行後に補正されるのかそれとも、
1:55:28	施行前に補正されるのかっていう、どちらの予定ではあります。
1:55:33	特別管理センターの湊でございます施行前に、勢力になっております。
1:55:43	原子炉規制庁根井です。何かあれですかねその期限との関係で、なるべく早く補正してとかそういうことなんです。
1:55:56	希望時期というのは
1:56:04	宗鎌田施行されてないんじゃないかなそうですね。
1:56:09	核物質管理センターは近江佐藤です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:11	申し訳ありませんまだ確かに認可はされておりますが、施行の時期はまだ確定していないなという。
1:56:21	レアなパターンだなということに今気が付きましたので、
1:56:25	実機については等、
1:56:29	次、
1:56:32	おそらく許可が下りる前、12月の月上旬には補正はまずし、その組織改正に係る補正をまず、
1:56:45	ししたいなというふうに考えております。その辺も、今後、いつごろ、補正成功するのかと補正時期がどれぐらいあるのかも含めて
1:56:57	今後調整させていただければと思いますので、一番問題、無難な
1:57:03	やり方というのは多分施行後に補正いただくのが一番無難だと思いますので、その辺を、
1:57:08	含めて友田のスケジュール間調整させていただければと思い
1:57:13	ます。はい。12月上旬に補正だと多分1月4日希望の1月っていうのは
1:57:20	何とかいけると思いますので、
1:57:22	その辺は大丈夫でしょうか。はい。
1:57:26	個別管理センターオオミナトで承知いたしました。はい。こちらからの確認内容は以上ですけれども、こちらから何か質問等ありますか、本日の面談について。
1:57:41	格別管理センター河口です。我々核物質管理センター側からは特にございません。
1:57:48	直接お願いしますありがとうございます。それでは本日の面談これで終了いたしますありがとうございます。
1:57:54	ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。